

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月17日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市中心部身体障害者福祉会館
指定期間	平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者への助言・指導、相談業務 ・ボランティアの育成及び援助 ・地域福祉活動を進めるための行事・講習会等の実施 ・障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供 ・障害者デイサービス事業の運営 ・施設の維持管理に関する業務
指定管理者	名称：公益財団法人 川崎市身体障害者協会 代表者：理事長 中込 義昌 住所：川崎市川崎区大島1-8-6 電話：044-244-3975
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課（内線：33812）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	会館利用において、活動を縮小・休止・解散する団体があったことや会館を利用していた事業の廃止などの外的要因により利用者数が減少しており、十分な量のサービスを提供できたとは言い難いものの、会館ではコミュニティ・カフェを実施し利用者や地域住民が交流できる機会を設けること、作業室では障害の重さに関わらず、誰でも行える作業を取り入れたことや健康管理の一環で理学療法士が提示する機能訓練を実施するなど、質的には十分なサービスを提供できたと言える。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	会館では、活動を縮小・休止・解散する団体があったことや会館を利用していた事業の廃止などの外的要因により利用者数が減少しており、十分な量のサービスを提供できたとは言い難いものの、障害者団体、ボランティアサークルと連携し、地域住民向けに障害福祉の啓発普及を目的とした講習会を開催し、身体障害者福祉に係る地域活動の促進及び身体障害者の福祉の増進を図ることができた。 作業室では、自主製品製作、販売やレクリエーションとしての外出の機会を提供することで、利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることができた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	これまでに事故は特に発生していない。 昭和63年に開所した施設であり、老朽化が進んでいるが、設備の定期点検をはじめ、修繕の必要な箇所は所管課と連携して適宜工事を実施しており、適切に施設を維持・管理している。また、日常的な事故防止への対応が整っており、防災訓練の実施による緊急時の体制も構築されている。
4	更なるサービス向上のために、どのような課題や改善策があるか。	今後も利用者から意見・要望等を聴取し、サービス向上に取り組むこと。 職員には、個別・多様化していく障害に対応するための専門知識、対応、スキルが求められるため、引続き必要な研修を必要な職員が受講できるよう職員体制等を勘案したうえで、計画的に学びの機会を確保し、職員の資質向上の促進を図る必要がある。
5	非公募更新のための条件を満たしているか（該当施設のみ）	

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																														
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>指定管理者から年度ごと及び四半期ごとに提出される事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営状況の実施状況調査（現地ヒアリング含む）を行った。</p> <p>また、市内4か所の身体障害者福祉会館の館長会議を障害福祉課担当者が同席のもと隔月で開催し、各施設の状況を障害福祉課、各会館で共有することで、各会館のサービスに差が生じないよう公平性を確保した。</p> <p>その他、管理運営上の問題発生時の指導、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議を行うなど、適切なマネジメントを行った。</p>																														
2	制度活用による効果はあったか。	<p>（サービスの向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動を縮小・休止・解散する団体があったことや障害児タイムケアモデル事業の廃止などにより、会館利用者数は減少したものの、上記のような外的要因を除くと、安定した利用となっており、市民に対して適切なサービス提供が図られているものと考えられる。 会館を新規に利用する団体の確保にむけたアプローチや障害のある方と地域の方が交流できるコミュニティ・カフェを開催するなど、会館の利用率向上に向けて取り組みを行っている。利用者からの意見・要望に応え、利用しやすい環境づくりを行っている。 <p>会館利用者数</p> <table border="1" data-bbox="520 748 1374 844"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会館利用者数 (延人数)</td> <td>21,548名</td> <td>16,943名</td> <td>12,579名</td> <td>11,665名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前期 平均利用者人数 24,014名</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者は障害の重度化・高齢化が進んでおり、看護師の配置時間を増やすことにより看護師2名のうち1名が毎日常駐できる体制を作り、利用者への歩行訓練、ストレッチ、口腔体操などの支援を行っている。 また、新規自主製品の作成、レクリエーション活動、作業室利用者の各種サービス利用に関する専門的な相談への対応など、サービス向上への取組みがなされている。 <p>作業室（生活介護）在籍者数</p> <table border="1" data-bbox="520 1137 1374 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (定員15名)</td> <td>17名</td> <td>17名</td> <td>16名</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業室（就労継続B型）在籍者数</p> <table border="1" data-bbox="520 1294 1374 1391"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (定員10名)</td> <td>6名</td> <td>5名</td> <td>5名</td> <td>5名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経費の節減）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入する平成17年度以前から、業務を民間へ委託しているため、直営経費との節減効果比較はできない。 第3期指定管理委託料は第2期と比較して消費増税により0.8%増額している。 <ul style="list-style-type: none"> 第1期指定管理料（平成22年度） 34,728,000円 第2期指定期間料（平成27年度） 20,583,432円（41%減） 第3期指定期間料（令和2年度） 20,755,000円（0.8%増） 		H28	H29	H30	R01	会館利用者数 (延人数)	21,548名	16,943名	12,579名	11,665名		H28	H29	H30	R01	利用者数 (定員15名)	17名	17名	16名	18名		H28	H29	H30	R01	利用者数 (定員10名)	6名	5名	5名	5名
	H28	H29	H30	R01																												
会館利用者数 (延人数)	21,548名	16,943名	12,579名	11,665名																												
	H28	H29	H30	R01																												
利用者数 (定員15名)	17名	17名	16名	18名																												
	H28	H29	H30	R01																												
利用者数 (定員10名)	6名	5名	5名	5名																												
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>・開館から32年が経過し、設備の経年劣化が進行していることから、必要な修繕費用を計上することが必要である。</p>																														
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>多様化する住民ニーズに、限られた予算の中で、施設の設置目的に沿うサービスを効率的・効果的に行うためには、事業の必要な知識・技術・専門性及び様々なネットワークを有する事業者による運営が望ましく、指定管理者制度を引き続き活用することが妥当であると考えられる。</p>																														

4. 今後の事業運営方針について

当該施設は、指定管理者制度を導入する以前より、業務を民間へ委託してきた経緯がある。平成18年度より指定管理者制度が導入されてからは、障害者の自立更生に向けた援助、福祉に係る地域活動の促進が図られ、地域福祉活動を進めるためのボランティアの育成と援助、障害者の社会参加が進められ、より市民サービスの向上に繋がる運営ができた。

今後については、各種講座や交流事業を実施することによる身近な文化活動の場として更に運営を充実させていくとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、ボランティアの育成や団体活動への支援など、地域の福祉ニーズに応えるための手段、地域の福祉に関心のある人に魅力的な情報を発信できるための手段を広く検討することが必要である。また上記取り組みや利用者の要望を反映することにより、会館の利用率向上につなげていくことが必要である。

指定管理者の創意工夫・努力により、サービスの向上が期待されるため、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが適当であると考えられる。